

町たばこ税

軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこの間に税率格差が生じるため、課税の公平性の確保の観点から国のたばこ税と同様、次のとおり課税方式が見直されました。

(1) 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し《令和2年10月1日～施行》

重量比例課税が適用されている1本あたり1g未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率が設定されます（本数課税方式への見直し）。

なお、経過措置として、令和2年10月1日から1年間は、軽量葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本とみなし課税されます。

課税方式		改正前	改正後
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
	1グラム以上		重量比例課税

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症に伴い地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症の影響により事業などの収入に相当の減少があった方は、「無担保」かつ「延滞金なし」で1年間地方税の徴収の猶予を受けることができる特例が設けられました。

※徴収を猶予する制度であり、納税が免除されたり、既に納付いただいた町税が還付される制度ではありません。

対象となる方

次のいずれも満たす方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の一定の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

対象となる税目

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人町民税や固定資産税など、すべての税目が対象になります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

関係法令の施行から2ヶ月後（令和2年6月30日）又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、税務署等で猶予が認められた場合など、税務署等発行の許可通知書等のコピーをもって添付書類の省略をすることが可能です。

また、申請書や添付書類の提出が困難な場合は口頭によりお伺いします。

申請書は役場の窓口か、町ホームページからダウンロードできます➡



お問い合わせ先: 住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812